

○厚生労働省令第五十一号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部
改正）

第一条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則

（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(中途採用に関する情報の公表) 第九条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒等(学校教育法第二百二十八条第一号に規定する生徒等をいう。)であつて卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの</p> <p>イ、ニ (略)</p>	<p>(中途採用に関する情報の公表) 第九条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの</p> <p>イ、ニ (略)</p>

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

第二条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(編入等の場合における訓練の実施方法) 第二十一条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 公共職業能力開発施設の長は、学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校その他これらに準ずる教育施設において学科の科目(専修学校については、当該専修学校が行う高等課程若しくは専門課程又は専攻科の学科の科目に限る。以下この項において同じ。)を修めた者に対して職業訓練を行う場合には、その者が修めた学科の科目(当該職業訓練の教科の科目に相当するものに限る。)に応じて、当該職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(一級の技能検定の受検資格) 第六十四条の二 (略)</p> <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校(同法第二百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程に限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(専門職大 学前期課程にあつては、修了した者)で、その後当該検定職種 に 関 し 五 年 以 上 の 実 務 の 経 験 を 有 す る も の</p> <p>七 九 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(編入等の場合における訓練の実施方法) 第二十一条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 公共職業能力開発施設の長は、学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校その他これらに準ずる教育施設において学科の科目(専修学校については、当該専修学校が行う専門課程又は高等課程の学科の科目に限る。以下この項において同じ。)を修めた者に対して職業訓練を行う場合には、その者が修めた学科の科目(当該職業訓練の教科の科目に相当するものに限る。)に応じて、当該職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(一級の技能検定の受検資格) 第六十四条の二 (略)</p> <p>2 法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 学校教育法による短期大学、高等専門学校又は専修学校(同法第三百二十二条に規定する専門課程に限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)で、その後当該検定職種に 関 し 五 年 以 上 の 実 務 の 経 験 を 有 す る も の</p> <p>七 九 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(二級の技能検定の受検資格)

第六十四条の三 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 二 (略)

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第二百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程、学校教育法施行規則第五百十条第三号若しくは第五百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四 (略)

(単一等級の技能検定の受検資格)

第六十四条の六 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 二 (略)

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（同法第二百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程、学校教育法施行規則第五百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を

(二級の技能検定の受検資格)

第六十四条の三 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、二級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 二 (略)

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（同法第三百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第五百十条第三号若しくは第五百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四 (略)

(単一等級の技能検定の受検資格)

第六十四条の六 (略)

2 (略)

3 法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 二 (略)

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（同法第三百三十二条に規定する専門課程、学校教育法施行規則第五百五十五条第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するもの又は授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）又は各種学校（授業時数が三千二百時間以上のもののうち厚生労働大臣が指定するものに限る。）において検定職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

四 含む。
(略)

四
(略)

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第三条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次の表のよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>(社会福祉士の養成施設の指定基準)</p> <p>第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生（生徒を含む。以下同じ。）の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。</p> <p>ホチ（略）</p> <p>リ ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を教授する教員の員数は、それぞれ学生二十人につき一人以上とすること。</p> <p>ヌ（略）</p> <p>ル 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。</p> <p>ヲカ（略）</p> <p>ヨ 一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。</p>	<p>(社会福祉士の養成施設の指定基準)</p> <p>第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 別表第一に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。</p> <p>ホチ（略）</p> <p>リ ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を教授する教員の員数は、それぞれ生徒二十人につき一人以上とすること。</p> <p>ヌ（略）</p> <p>ル 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。</p> <p>ヲカ（略）</p> <p>ヨ 一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について同時に授業を行う生徒の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。</p>

タ〓ソ (略)

二 通信課程に係る基準

イ〓ト (略)

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習(専門)及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ (略)

第四条 法第七条第三号に規定する養成施設(別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ〓ハ (略)

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生[〓]の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ〓ト (略)

二 (略)

(介護福祉士の養成施設の指定基準)

第五条 法第四十条第二項第一号に規定する養成施設(別表第四において「第一号養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〓三 (略)

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員

タ〓ソ (略)

二 通信課程に係る基準

イ〓ト (略)

チ 少なくとも生徒二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習(専門)及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ (略)

第四条 法第七条第三号に規定する養成施設(別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ〓ハ (略)

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒[〓]の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ〓ト (略)

二 (略)

(介護福祉士の養成施設の指定基準)

第五条 法第四十条第二項第一号に規定する養成施設(別表第四において「第一号養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〓三 (略)

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員

を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生^レの総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五〇十四 (略)

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う学生^レの数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六〇十八 (略)

第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ロ (略)

ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生^レの総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ〇一四 (略)

二 (略)

（令第五条の規定により報告を要する事項）

第十条 令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該学年度の学年別学生数

二〇一四 (略)

（指定取消しの申請書の記載事項）

第十一条 令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒^レの総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五〇十四 (略)

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う生徒^レの数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

十六〇十八 (略)

第七条の二 法第四十条第二項第五号に規定する養成施設（別表第五において「第五号養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ・ロ (略)

ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒^レの総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ〇一四 (略)

二 (略)

（令第五条の規定により報告を要する事項）

第十条 令第五条（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該学年度の学年別生徒数

二〇一四 (略)

（指定取消しの申請書の記載事項）

第十一条 令第八条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一・二 (略)
 - 三 在籍中の学生があるときは、その措置
- 2 (略)

別表第二(第三条―第七条の二関係)

学生の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	3 + $\frac{\text{学生の総定員} - 80}{40}$
二百人以上	6 + $\frac{\text{学生の総定員} - 200}{50}$

- 一・二 (略)
 - 三 在籍中の生徒があるときは、その措置
- 2 (略)

別表第二(第三条―第七条の二関係)

生徒の総定員	専任教員数
八十人まで	3
八十一人から二百人まで	3 + $\frac{\text{生徒の総定員} - 80}{40}$
二百人以上	6 + $\frac{\text{生徒の総定員} - 200}{50}$

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則第六十四条の二第二項第六号、第六十四条の三第三項第三号及び第六十四条の六第三項第三号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る技能検定の受検資格については、なお従前の例による。